

## 「南砺市温泉施設条例の一部改正（案）」についての パブリックコメントの結果について

南砺市温泉施設条例に定める温泉施設のうち、南砺市ふれあい温泉センター「ゆ〜楽」の指定管理期間が令和7年3月31日をもって終了します。当該施設は利活用提案を募集し無償貸付予定のため、当該施設に係る部分を削除する「南砺市温泉施設条例の一部改正（案）」について、市民へ情報提供し、市民からの意見を広く収集し、必要に応じて反映していくパブリックコメントを実施したところ、その結果は次のとおりでした。

### 1 募集案件

- ・南砺市温泉施設条例の一部改正（案）

### 2 募集期間

- ・令和6年10月11日（金）から令和6年10月20日（日）まで10日間

### 3 閲覧場所

- ・市ホームページ
- ・各市民センター、中央図書館及び地域包括ケアセンターの情報公開コーナー

### 4 ご意見の提出方法

- ・直接持参
- ・電子メール
- ・郵便
- ・ファクシミリ

### 5 提出されたご意見

なし